

# 経営レポート 2025

音更町上下水道事業

○水道事業  
p1-p5

○簡易水道事業  
p6-p10

○下水道事業  
p11-p20

○参考資料  
(用語集)  
p21

令和7年9月2日

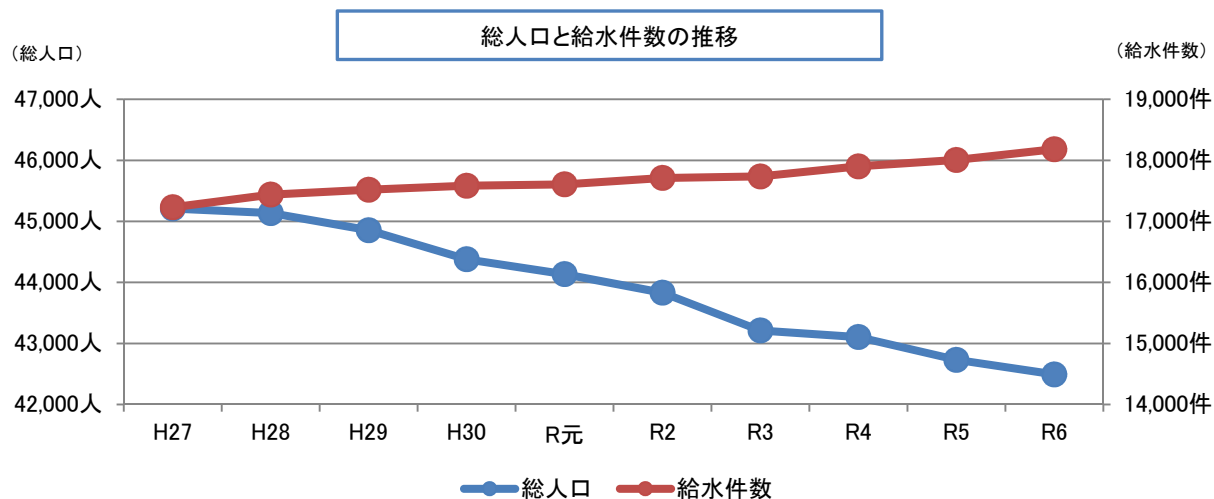
# 1 業務の概要

## 水道事業

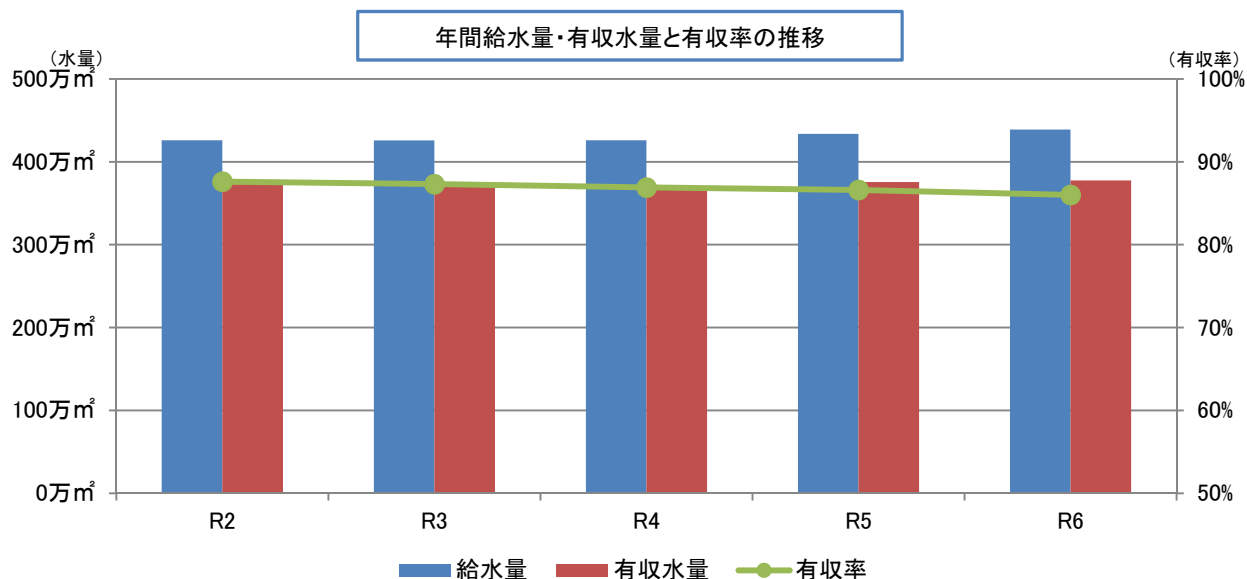
令和6年度末の給水件数は1万8,182件で、対前年度176件の増となりました。

令和6年度の年間総給水量は439万 $\text{m}^3$ で、有収水量は377万 $\text{m}^3$ でした。

給水の効率性を示す有収率は86.0%で、対前年度0.6ポイントの減となりました。



- 町の総人口は、平成22年度の45,600人をピークに減少傾向にあります。核家族化により給水件数は増加しています。



- 給水量とは、浄水場から送り出された水量と企業団からの受水量の合計のことです。
- 有収水量とは、料金算定の対象となった水量のことです。
- 漏水等により損失水量が増加し、有収率は対前年度0.6ポイントの減となっています。

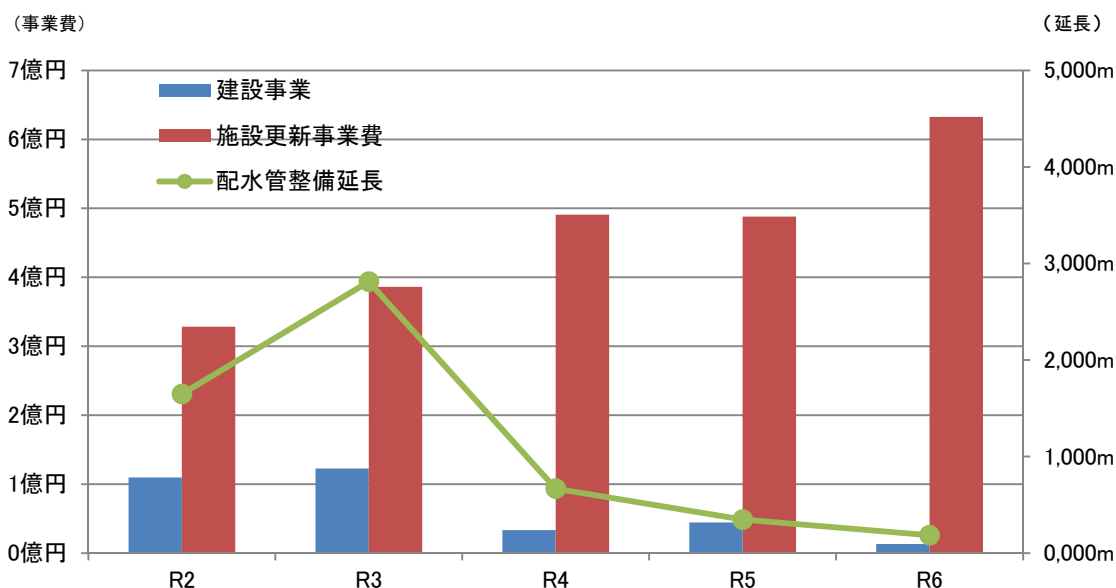
## 2 主要な建設事業

## 水道事業

令和6年度の建設事業費は1,300万円で、対前年度3,100万円の減となりました。

令和6年度の施設更新事業費は6億3,300万円で、対前年度1億4,500万円の増となりました。

建設事業費、施設更新事業費及び配水管整備延長の推移



### 建設事業

建設事業では、宅地開発に伴う人口増加と一部区域の拡張による水需要の増加に対応するため、配水管の布設工事などを行っています。

令和6年度は、下土幌東10号の配水管布設工事や、開進地区の消火栓新設工事、音更町浄水場水質検査室冷房設置工事を行いました。

### 施設更新事業

施設更新事業では、主に老朽化した既設水道管の更新工事などを行っています。

水道管の法定耐用年数は40年ですが、町が毎年実施している宅内道路の再整備箇所には、布設から35年以上経過した水道管が埋設されている場合には、道路工事に併せて更新を行うことにより経費を抑制できるため、道路整備の担当課と連携して更新工事を実施しています。

### その他の事業

住宅の新築などにより、新たに給水を開始する場合の新規設置の量水器(水道メーター)購入を行っています。また、量水器の有効期限は計量法により8年と定められていることから、期限を迎える前に対象となる量水器の取替工事を行っています。

# 3 決算の状況

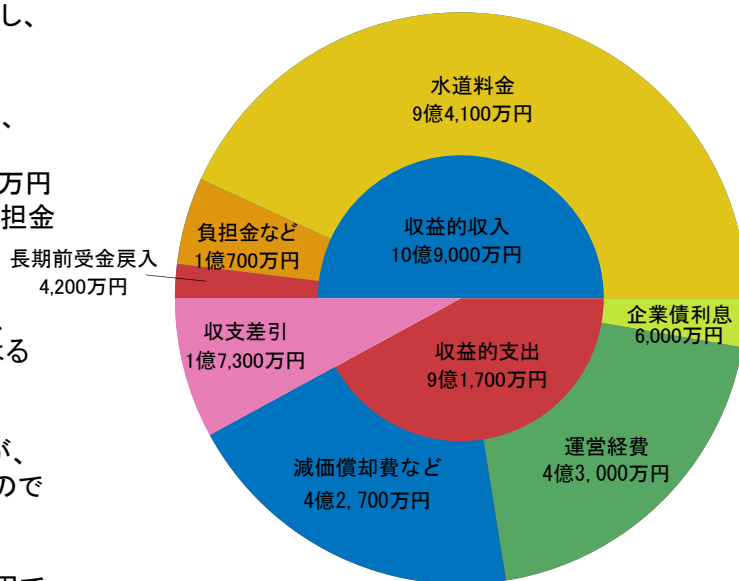
## 水道事業

令和6年度の給水収益は9億4,100万円で、対前年度7,200万円の増となりました。  
 令和6年度の純利益は1億1,900万円で、対前年度1,700万円の減となりました。

### 収益的収支

- 事業運営の結果、収入額10億9,000万円に対し、支出額は9億1,700万円となりました。
- 給水収益(水道料金)は、9億4,100万円となり、収入の8割以上を占めています。  
 (水道基本料金免除分の町からの補助金2,200万円を含めると9割近くを占める。当該補助金は「負担金など」に計上)
- 収入は対前年度100万円の増となりましたが、その主な理由は給水収益(水道料金)の増によるものです。
- 支出は対前年度1,400万円の増となりましたが、その主な理由は資産減耗費などの増によるものです。
- この結果、収益的収支の差引は1億7,300万円で、消費税調整後の純利益は対前年度1,700万円の減で1億1,900万円となりました。

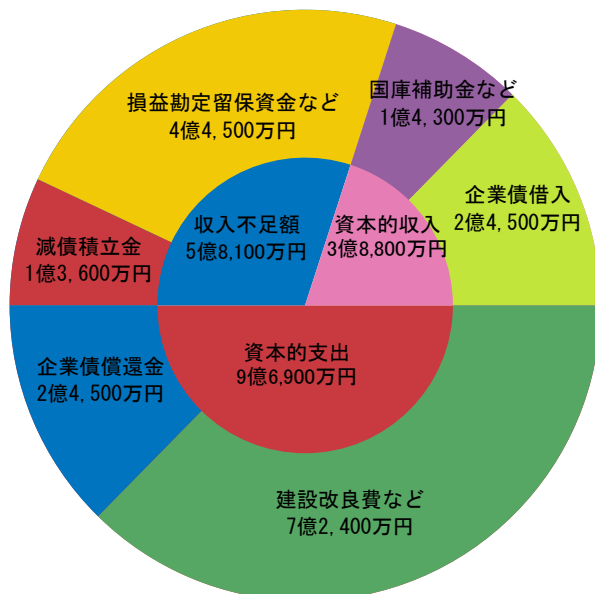
収益的収支の内訳



### 資本的収支

- 建設改良費などは、施設更新事業費などの増により、対前年度8,700万円の増となりました。
- 企業債償還金は、平成5年度及び平成7年度に借り入れた起債の償還が一部終了し、前年度同等となりました。
- 資本的収支における収入不足額5億8,100万円については、減債積立金や損益勘定留保資金など、収益的収支から発生した財源で補っています。

資本的収支の内訳

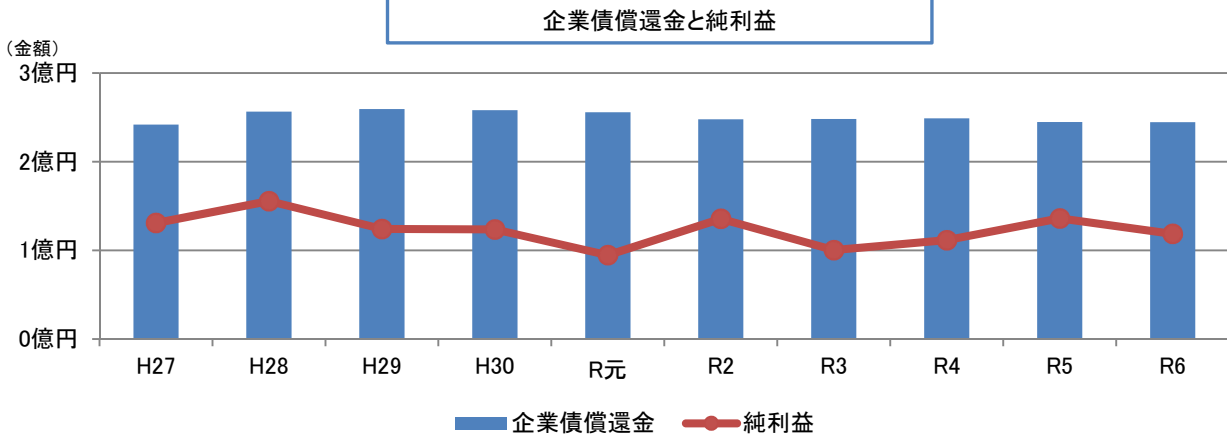


## 4 損益の状況

水道事業

令和6年度の純利益は1億1,900万円で、対前年度1,700万円の減となりました。

純利益は全て「減債積立金」に積み立て、企業債の償還財源とします。



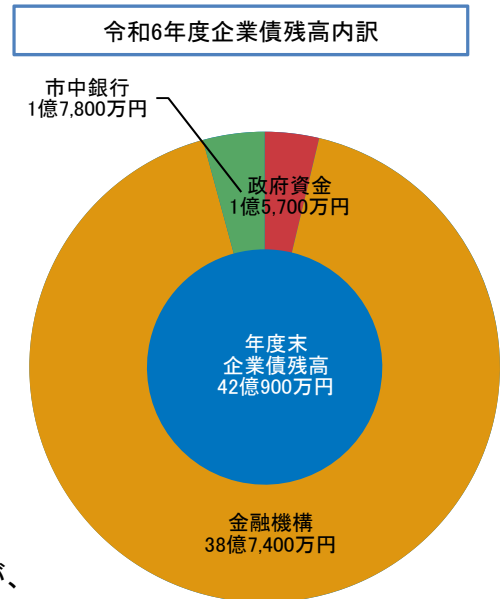
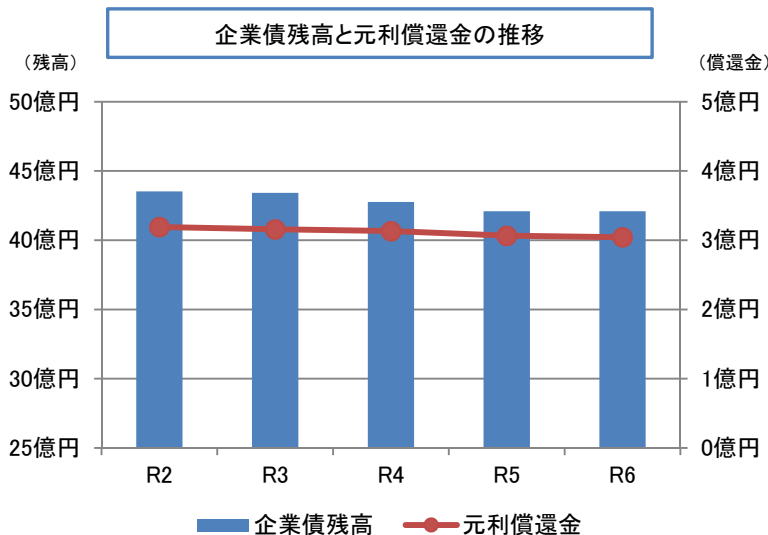
- 直近の10年間は毎年度1億～2億円の純利益を計上していますが、水道事業では資本的収支における収入不足を補うため、全て翌年度の企業債の償還に充てています。

## 5 企業債残高と元利償還金の推移

水道事業

令和6年度の企業債残高は42億900万円で、対前年度同額となりました。

令和6年度の元利償還金は3億400万円で、対前年度200万円の減となりました。



- 企業債残高は、平成30年度以降ほぼ横ばいとなっていました、令和4年度以降は減少傾向にあります。
- 今後は施設の更新事業が中心となるため、内部留保資金などを活用することで借入を抑制し、経営上大きなウェイトを占める元利償還金を減らしていこうと考えています。

# 6 料金の収納状況

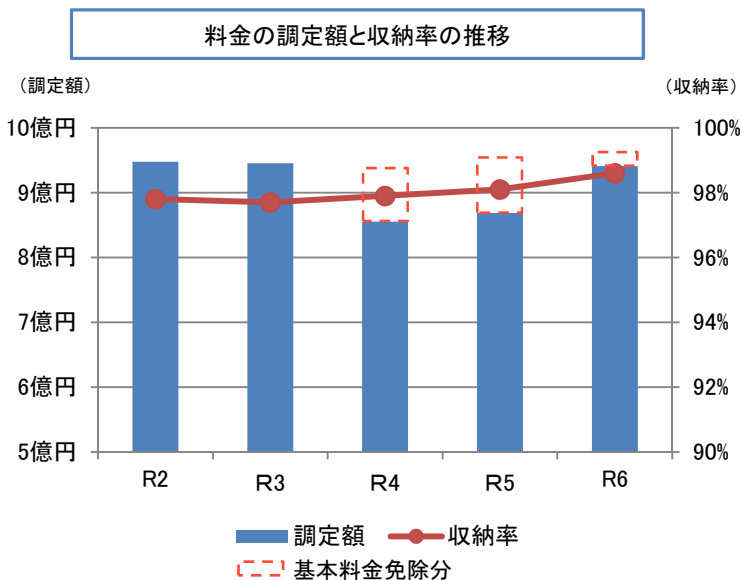
## 水道事業

令和6年度の水道料金調定額は9億4,100万円で、対前年度7,200万円の増となりました。

令和6年度の収納率は98.6%で、対前年度0.5ポイントの増となりました。

- 水道料金の令和6年度現年度分の調定額は9億4,100万円で、収納額は9億2,800万円となりました。なお、令和4年度以降においては、水道基本料金免除を行ったため、調定額が低くなっています。
- 令和6年度の調定額は対前年度7,200万円の増となりました。基本料金免除の減少や、十勝川温泉における需要の増加などにより、調定額が増となりました。
- 令和6年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は98.6%で、現年度分のみでの収納率も98.6%となりました。

※ 調定額とは、料金の請求額のことです。



### 滞納への対応

#### 滞納者への対応の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴収員の訪問	7,478回	7,096回	6,719回
停水予告送付	567件	477件	690件
停水通告送付	287件	235件	625件
停水実施	64件	53件	109件

#### 徴収員による徴収状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額	3,484,191円	2,917,701円	1,827,288円

### 不納欠損

	居所不明	徴収不能	法人の倒産・破産	本人死亡	合計
人数	1人	0人	0人	3人	4人
件数	1件	0件	0件	7件	8件
金額	2,198円	0円	0円	13,622円	15,820円

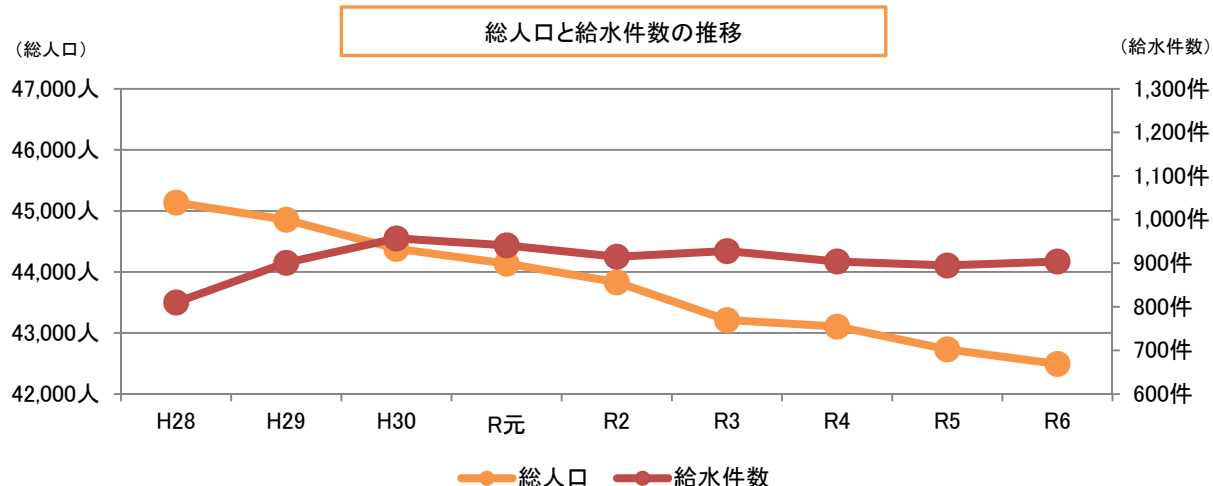
# 1 業務の概要

## 簡易水道事業

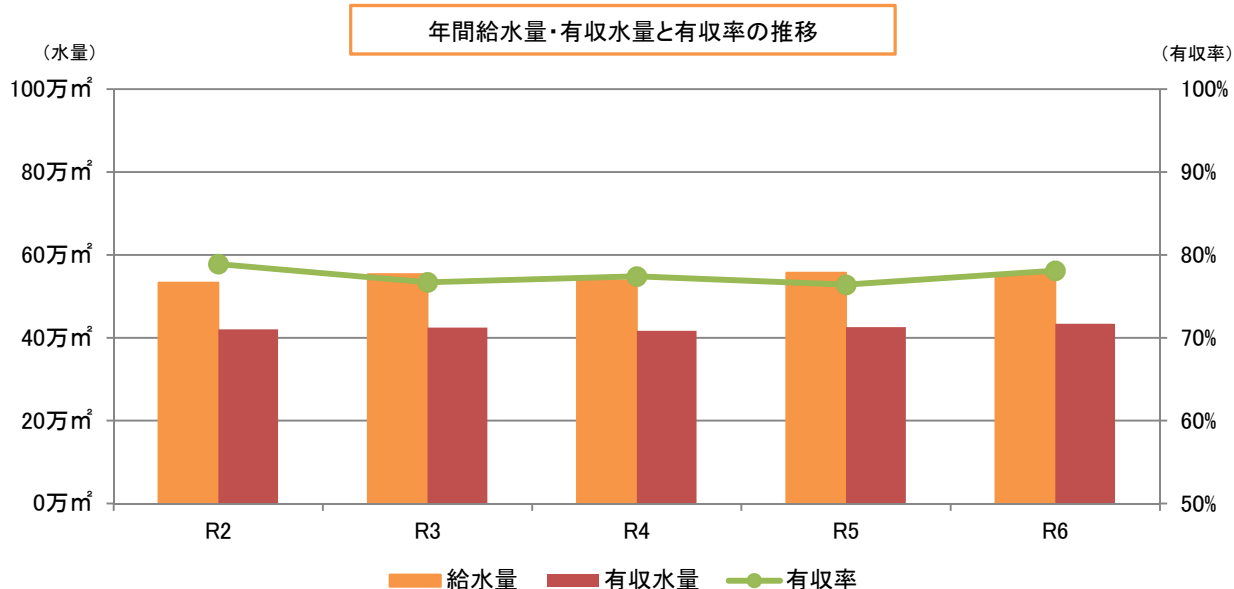
令和6年度末の給水件数は904件で、対前年度9件の増となりました。

令和6年度の年間総給水量は56万m<sup>3</sup>で、有収水量は43万m<sup>3</sup>でした。

給水の効率性を示す有収率は78.1%で、対前年度1.7ポイントの増となりました。



- 町の総人口は、平成22年度の45,600人をピークに減少傾向にあり、また給水件数は平成30年度をピークに減少傾向にあります。



- 給水量とは、浄水場から送り出された水量のことです。
- 有収水量とは、料金算定の対象となった水量のことです。
- 給水量が減少したが、有収水量が増加したため、有収率は対前年度1.7ポイントの増となっています。

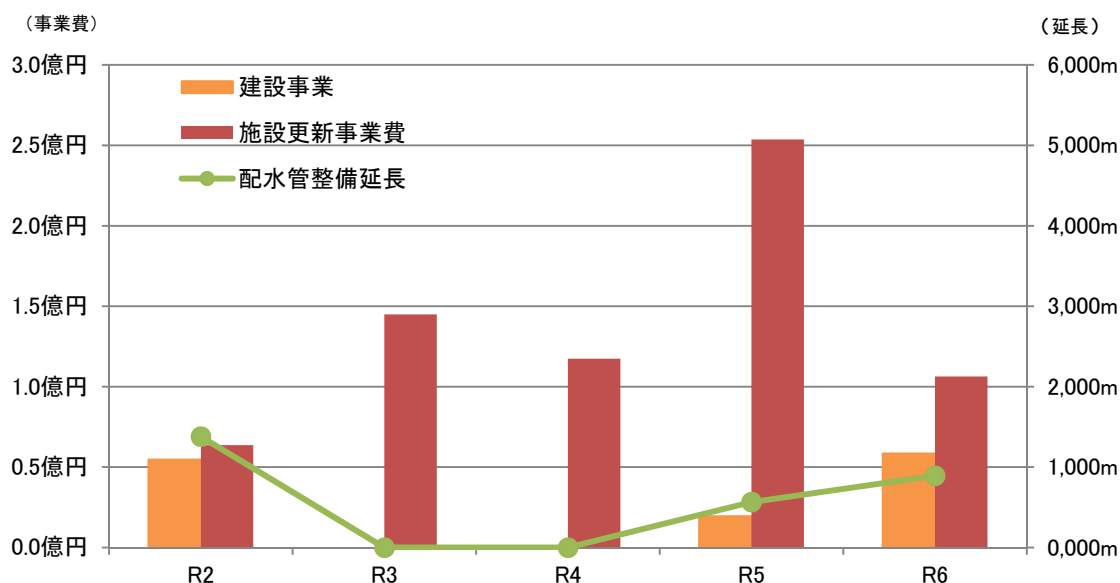
## 2 主要な建設事業

## 簡易水道事業

令和6年度の建設事業費は5,900万円で、対前年度比4,000万円増となりました。

令和6年度の施設更新事業費は1億600万円で、対前年度1億4,800万円の減となりました。

建設事業費、施設更新事業費及び配水管整備延長の推移



### 建設・施設更新事業

#### 工事

建設事業の工事は、東部簡易水道(長流枝地区)連絡管布設工事を行いました。  
施設更新事業の工事は、主に既存施設の統廃合を含めた老朽化対策等を行っています。  
令和6年度では、豊田浄水場高圧受電設備ほか更新工事を行いました。

#### 負担金

施設更新事業では、道営事業「美蔓高倉第2地区」の負担金を支払っています。事業期間は、平成30年度から令和8年度、総事業費は約23億円と予定されています。平成30年度と令和元年度は調査測量設計を実施し、令和2年度より本格的な工事が開始されています。

主な内容としては、老朽化したハギノ浄水場を廃止して新浄水場を建設し、その新浄水場から万年浄水場への送水管を整備して万年浄水場の浄水機能を廃止し、配水池機能だけを残す施設統合(ダウンサイジング)を実施する予定です。また、法定耐用年数を経過しているハギノ地区の管路についても更新する予定です。

#### その他の事業

住宅の新築などにより、新たに給水を開始する場合の新規設置の量水器(水道メーター)購入を行っています。また、量水器の有効期限は計量法により8年と定められていることから、期限を迎える前に対象となる量水器の取替工事を行っています。

# 3 決算の状況

## 簡易水道事業

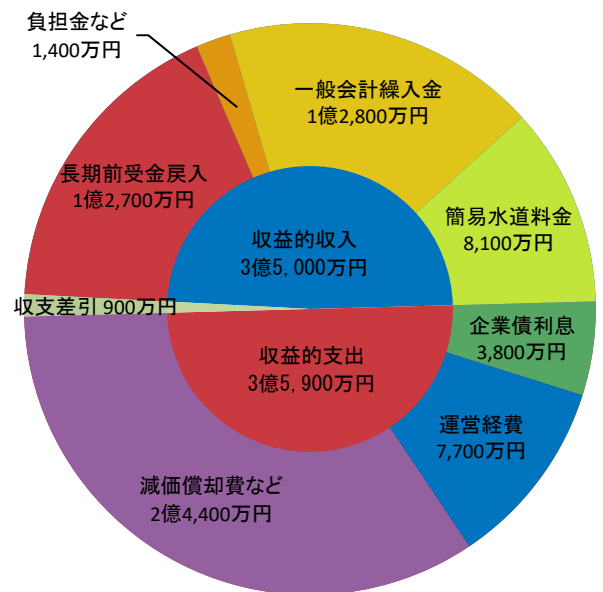
令和6年度の給水収益は8,100万円で、対前年度500万円の増となりました。

令和6年度の純損失は2,300万円で、対前年度900万円の減となりました。

### 収益的収支

- 事業運営の結果、収入額3億5,000万円に対し、支出額は3億5,900万円となりました。
- 給水収益(水道料金)は、8,100万円となり、収入の2割以上を占めています。  
(水道基本料金免除分の町からの補助金100万円を含めたとしても、同様の割合となる。  
当該補助金は「負担金など」に計上)
- 一般会計から1億2,800万円繰り入れており、そのうちおよそ8割の1億500万円が現金収支不足分の基準外繰入になります。(一般会計繰入金は収入のおよそ4割を占めています。)
- 長期前受金戻入は、収入のおよそ4割近くを占めていて、減価償却費などは、支出のおよそ7割近くを占めています。
- この結果、収益的収支の差引は900万円で、消費税調整後の純損失は2,300万円となりました。

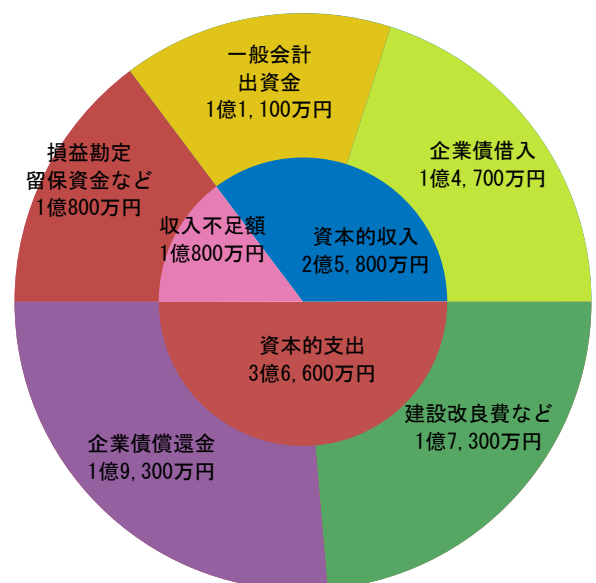
収益的収支の内訳



### 資本的収支

- 資本的収入は2億5,800万円、資本的支出は3億6,600万円となりました。
- 企業債借入は、1億4,700万円となり、収入のおよそ6割近くを占めています。
- 一般会計出資金1億1,100万円は、基準内繰出であり、町が負担すべき企業債償還元金分になります。
- 企業債償還金は、1億9,300万円となり、支出のおよそ5割を占めています。
- 資本的収支における収入不足額1億800万円については、損益勘定留保資金などで補っています。

資本的収支の内訳

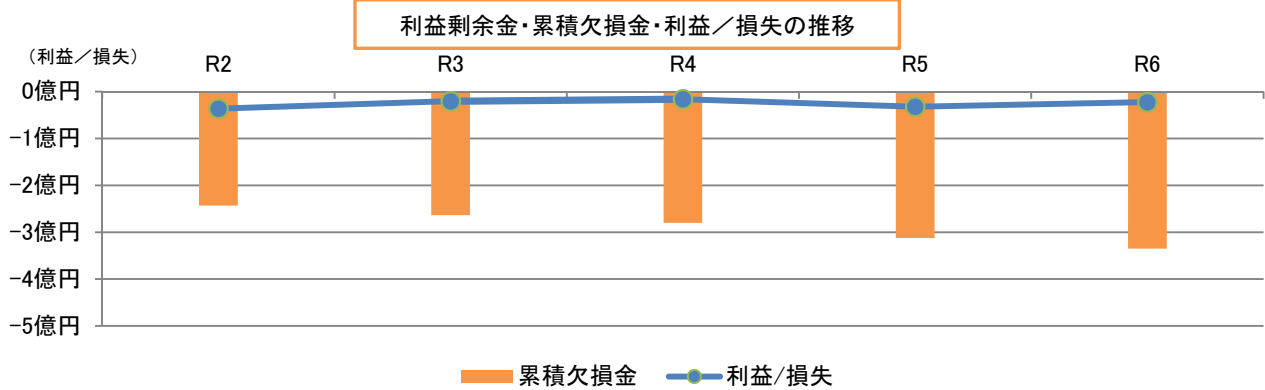


## 4 損益の状況

## 簡易水道事業

令和6年度の純損失は2,300万円となり、対前年度900万円の減となりました。

令和6年度未処理欠損金は、3億3,500万円となり、対前年度2,300万円の増となりました。

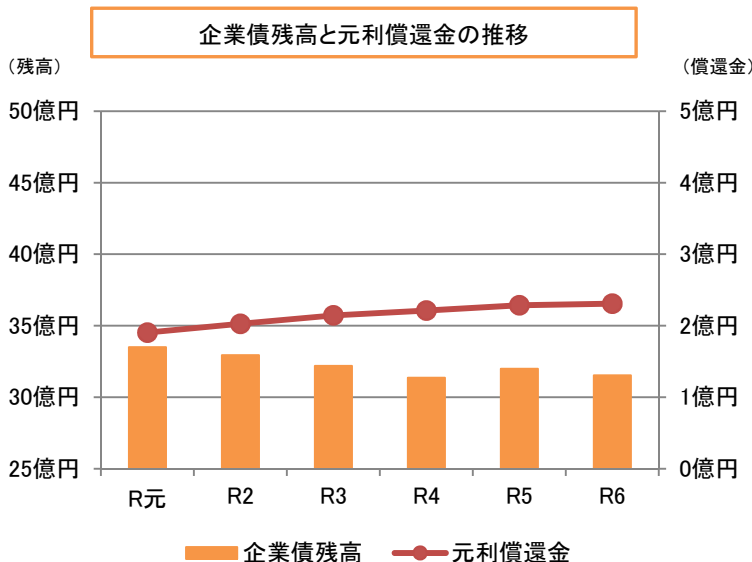


- 簡易水道事業は、水道事業と同程度の施設規模を有していながら、給水人口が水道事業の6%程度と少ないことから、一人当たりの費用負担が大きいため、現行の料金収入だけでは、施設の維持管理費や更新費を賄うことが困難であり、資金不足が発生する経営状態となっています。

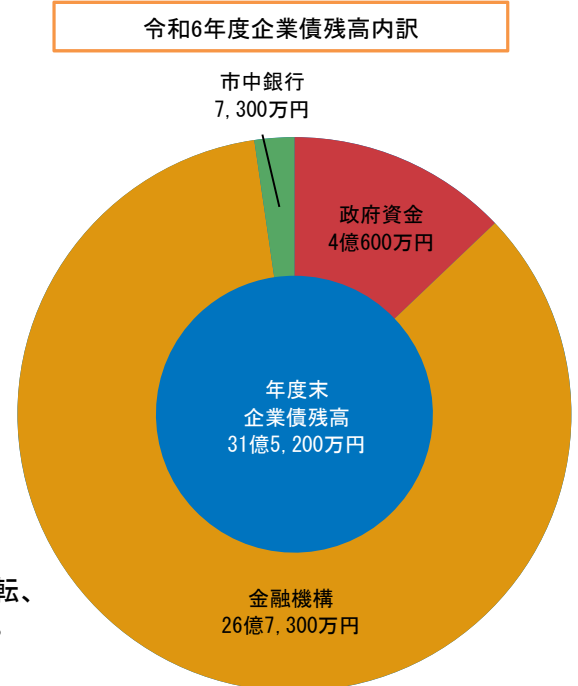
## 5 企業債残高と元利償還金の推移 簡易水道事業

令和6年度の企業債残高は31億5,200万円で、対前年度4,700万円の減となりました。

令和6年度の元利償還金は2億3,100万円で、対前年度200万円の増となりました。



- 企業債残高は、平成30年度をピークとした減少傾向から一転、令和5年度で増加したものの、令和6年度には再度減少した。



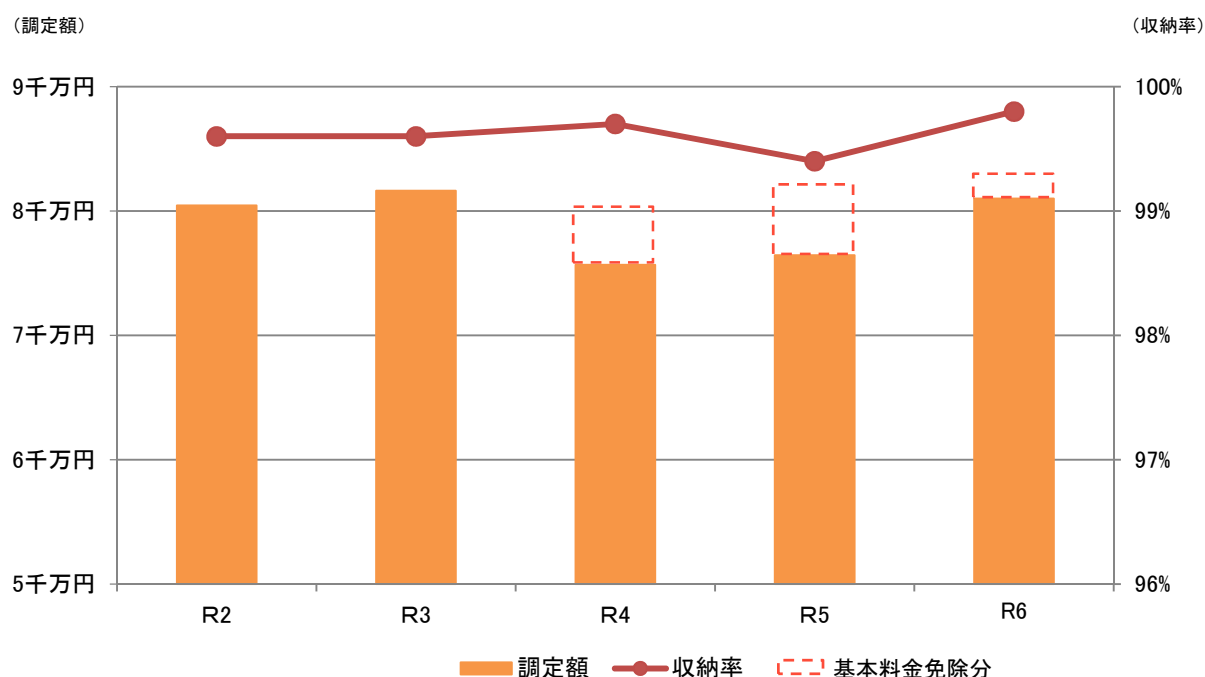
## 6 料金の収納状況

## 簡易水道事業

令和6年度の簡易水道料金調定額は8,100万円で、対前年度500万円の増となりました。

令和6年度の収納率は99.8%で、対前年度0.4ポイントの増となりました。

料金の調定額と収納率の推移



- 簡易水道料金の令和6年度現年度分の調定額は8,100万円、収納額は8,000万円となりました。なお、令和4年度以降は、水道基本料金免除を行ったため、調定額が低くなっています。
- 令和6年度の調定額は、対前年度500万円の増となりました。
- 令和6年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は99.8%で、現年度分のみの収納率も99.8%となっています。

# 下水道事業の統合について

## 下水道事業

- ・平成31年1月に総務省から、「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知があり、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、**個別排水処理事業についても、令和6年4月から公営企業会計化に移行**しました。（企業会計化の実質的な義務化）
- ・音更町では、個別排水処理事業の企業会計化により、全ての事業が企業会計化されました。

### 公共下水道事業会計との一本化について

個別排水処理事業は、既に企業会計化している3事業と比較して**事業規模が小さい**ことから、予算書及び決算書については、**公共下水道事業会計に取り込んで作成**しています。

下水道事業会計：公共下水道事業 + 個別排水処理事業 ※2事業を1会計として合算表記しています。

### 各事業規模の比較

区分	給水人口	固定資産	管路延長	備考
水道事業	36,121人	96億円	378km	
簡易水道事業	1,996人	65億円	323km	給水人口は水道の約6%

区分	水洗化人口	固定資産	管渠延長	備考
公共下水道事業	38,319人	132億円	378km	汚水管渠230km、雨水管渠148km
個別排水処理事業	2,307人	8億円	-	資産規模は公共下水道の約6%

（おさらい）～企業会計化によるメリット～

- ① 経営状況の明確化として、財務諸表を作成することにより、1年間の**経営成績**、資産や借入金などの**財政状態**が明らかになる。
- ② 減価償却費が導入され、**資産の老朽度について把握が可能**となり、**更新計画の策定に活用**できる。
- ③ 他市町村の公営企業との比較が可能となり、経営成績や財政状態をより正確に評価することができる。

# 個別排水処理事業について

## 下水道事業

- ・令和6年度の個別排水処理施設使用料は3,400万円で、個別排水処理施設管理費は7,600万円、減価償却費は5,700万円でした。
- ・令和6年度の個別排水処理施設整備費は4,400万円で、12基の浄化槽を設置しました。

### 個別排水処理施設整備費

- 個別排水処理施設整備費では、公共下水道事業などに接続できない地区において、生活排水処理や生活環境の向上を目的に、合併処理浄化槽の設置工事などを行っています。

#### ◆合併処理浄化槽とは

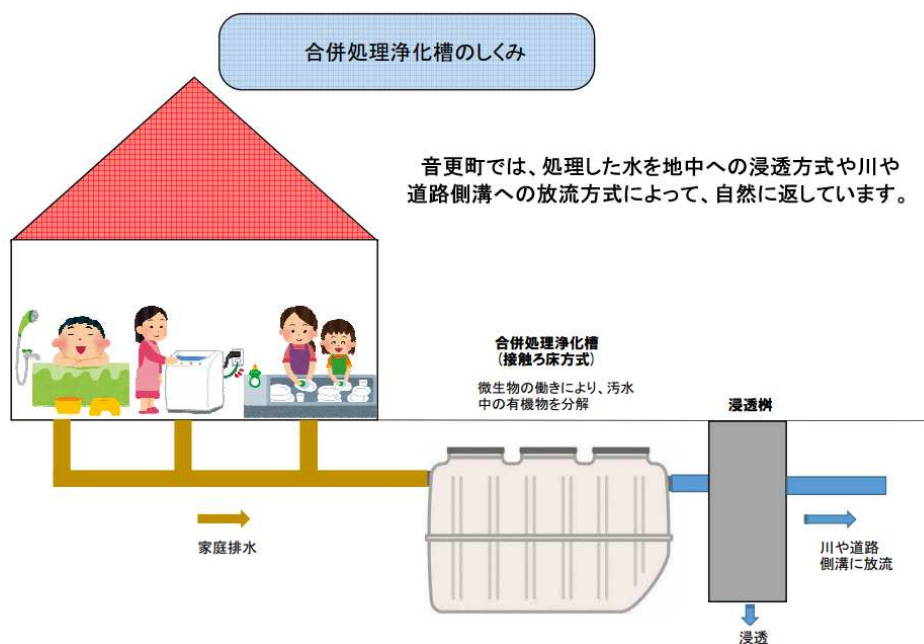
合併処理浄化槽は、キッチンやトイレ、お風呂など家庭から排出される全ての汚水を、微生物の働きを借りてきれいな水に戻します。浄化された水は、川や地下水などの水質保全に役立つもので、家庭版処理場とお考えください。

#### ◆受益者分担金について

受益者負担金と同様に受益者分担金は、多額の建設費を賄う重要な財源として、浄化槽の設置による水洗化を行う人に、工事費の一部を負担していただく制度です。

なお、分担金は浄化槽の規模(人槽)によって、以下のようになっています。

5人槽	161,100円
7人槽	193,500円
10人槽	224,100円



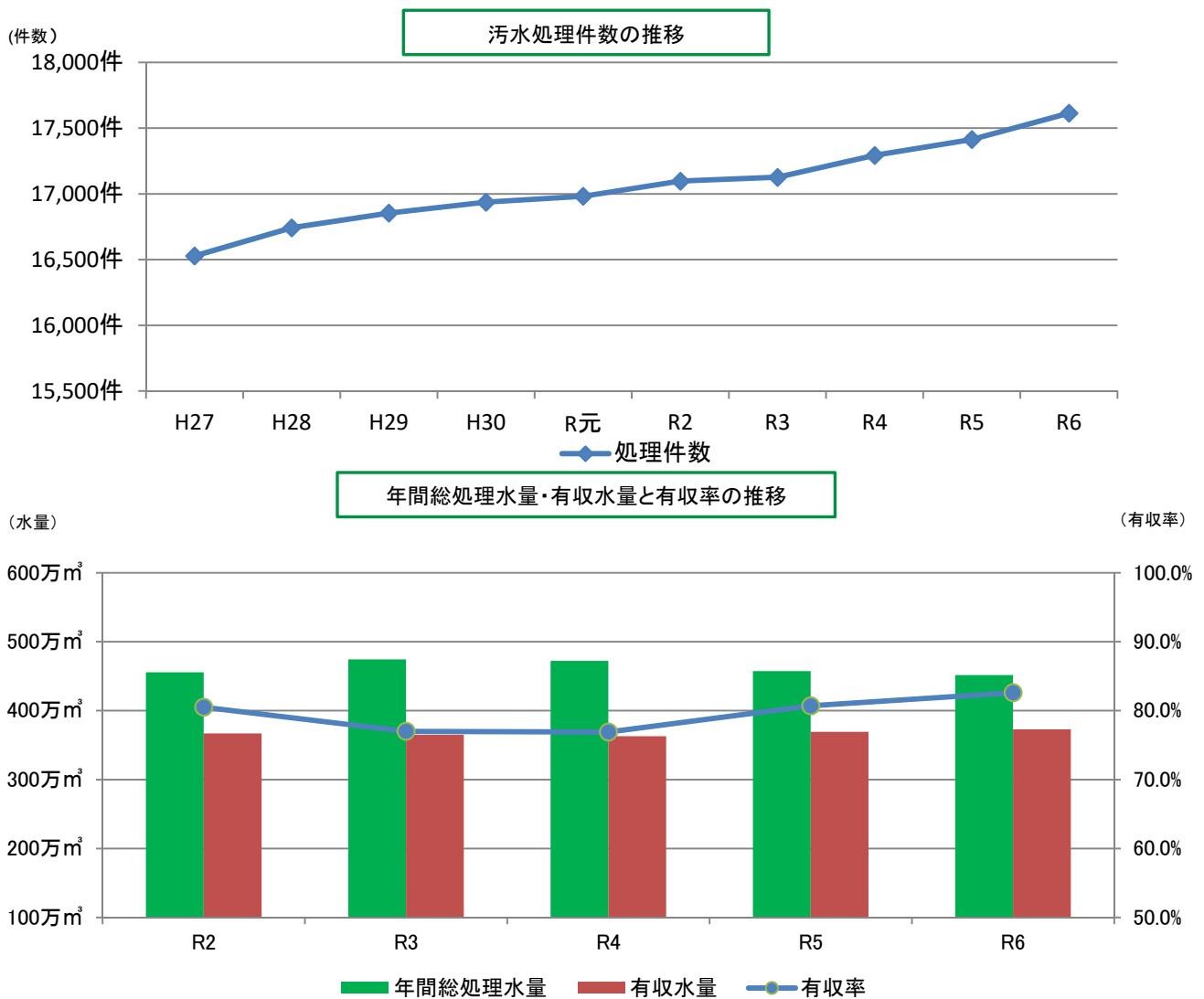
# 1 業務の概要①

## 下水道事業

令和6年度末の汚水処理件数は1万7,614件で、対前年度200件の増となりました。

令和6年度の年間総処理水量は452万 $\text{m}^3$ で、有収水量は373万 $\text{m}^3$ でした。

汚水処理の効率性を示す有収率は82.6%で、対前年度1.9ポイントの増となりました。



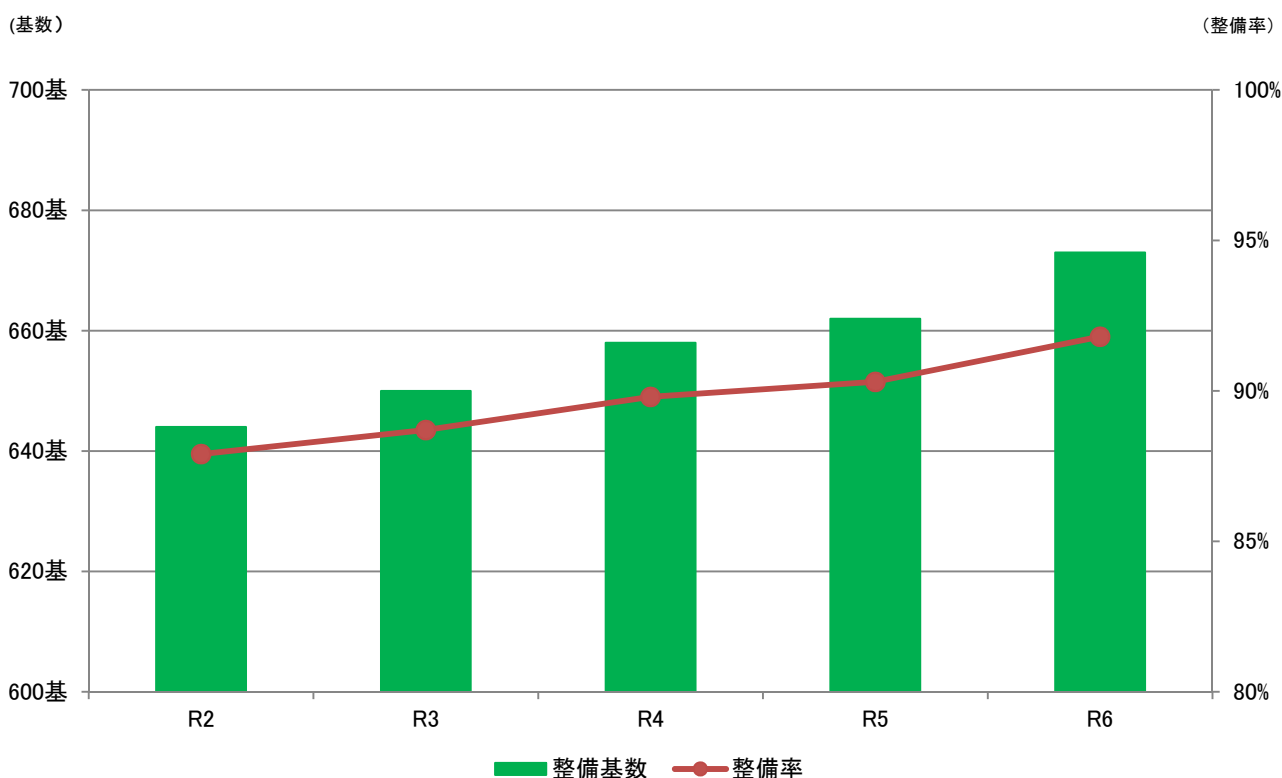
- 処理水量とは、汚水処理場に流入した水量のことです。
- 有収水量とは、使用料算定の対象となった水量のことです。
- 令和6年度は、年間総処理水量が対前年度5万 $\text{m}^3$ の減となりました。汚水処理の効率性を示す有収率は対前年度1.9ポイントの増となりました。

# 1 業務の概要②

## 下水道事業

令和6年度末の合併処理浄化槽の整備基数は673基となり、対前年度11基の増となりました。計画基数733基に対し、合併処理浄化槽整備率は91.8%で、対前年度1.5ポイントの増となりました。

合併処理浄化槽整備基数と整備率の推移



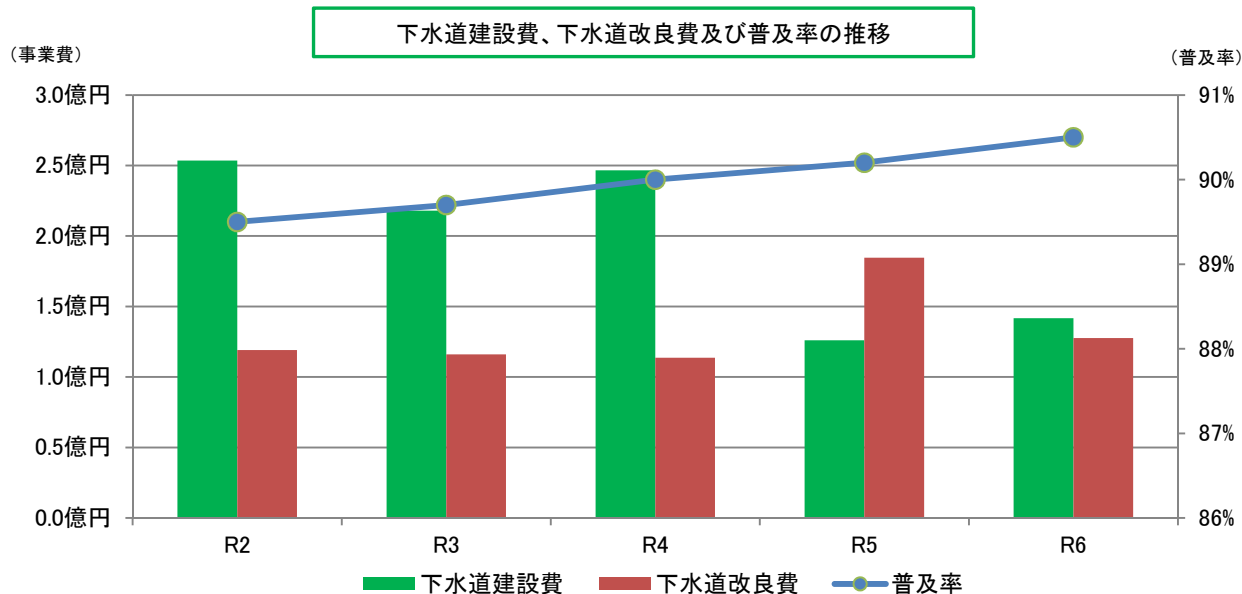
- 整備基数とは、個別排水処理事業における処理区域において、平成12年度から令和6年度までに整備した基数のことです。(設置基数から撤去済基数を控除しています。)
- 整備率とは、計画基数(令和2年度から令和11年度までの10年間で12基/年の計画)に対する整備状況を表したものです。(整備率 = 整備基数 / 計画基数 × 100)

## 2 主要な建設事業

## 下水道事業

令和6年度の下水道建設費は1億4,200万円で、対前年度1,600万円の増となりました。

令和6年度の下水道改良費は1億2,800万円で、対前年度5,700万円の減となりました。



### 下水道建設費

- 下水道建設費では、処理区域の拡大に伴う下水道管の布設を中心に、処理施設の新設などを行っています。
- 令和6年度は、開進地区や木野地区の公共下水道工事などを行いました。

### 下水道改良費

- 下水道改良費では、汚水管の移設や既存施設の更新を行っています。
- 令和6年度は、国道241号汚水管移設工事や音更木野汚水中継ポンプ場屋上改修工事などを行いました。

#### ◆受益者負担金について

道路や公園のように、町民全体が利用できる施設の建設費は、公費で賄われますが、下水道のように特定の地域だけが利益を受ける場合には、その建設費を町民全体から納められている税金だけで賄うと、下水道の利益を受けない地域の人に負担をかけ「税負担の公平」を欠くこととなります。

このため、下水道により生活環境の向上などの利益を受けることが出来る地域の人「受益者」に建設費の一部を負担していただく制度です。

受益者負担金は、多額の建設費を賄う重要な財源として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすもので、現在開進地区で負担金がかかけられています。

なお、負担金は1平方メートル当り340円と条例で定められています。(温泉地区は200円)

# 3 決算の状況

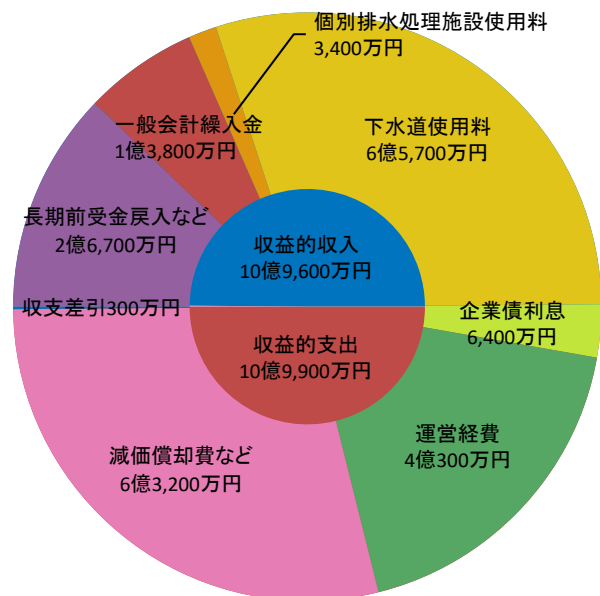
## 下水道事業

令和6年度の下水道使用料収入は6億5,700万円で、対前年度800万円の増となりました。  
 令和6年度はプラスの純利益からマイナスの純損失になり、2,500万円の損失を計上しました。

### 収益的収支

- 事業運営の結果、収入額10億9,600万円に対し、支出額は10億9,900万円となりました。
- 下水道使用料収入は6億5,700万円、個別排水処理施設使用料は3,400万円となり、収入のおよそ6割を占めています。そのほか、一般会計から負担金及び補助金として1億3,800万円を繰り入れています。
- 収入額は対前年度2,800万円の減となりましたが、その主な理由は、一般会計繰入金の減です。
- この結果、収益的収支の差引は300万円で、消費税調整後は2,500万円の純損失となりました。

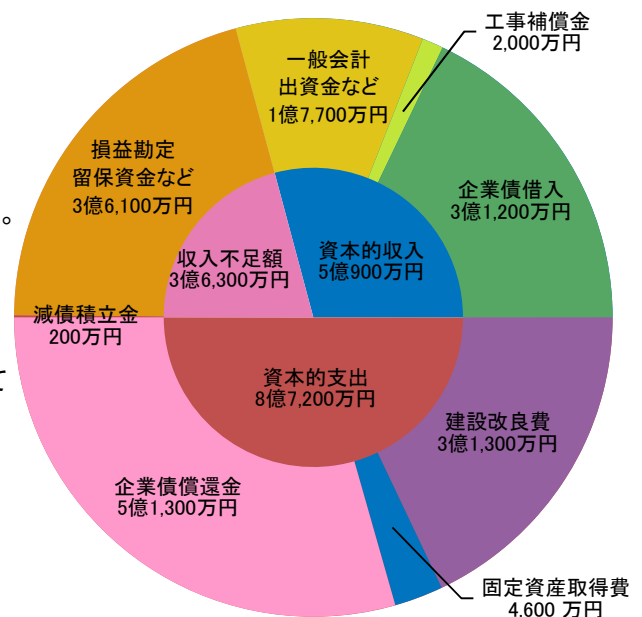
収益的収支の内訳



### 資本的収支

- 建設改良費は、下水道建設費が1,600万円の増、下水道改良費が5,700万円の減、また、個別排水処理施設整備費が4,400万円の増となり、資本的支出は前年度から3,100万円の減となりました。
- 企業債償還金は、対前年度5,100万円の減となりました。供用開始から30年余りが経過し、供用開始時期に借り入れた企業債の償還が終了したことで、減少となっています。
- 資本的収入における収入不足額3億6,300万円については、減債積立金や損益勘定留保資金など、収益的収支から発生した財源で補っています。
- 一般会計出資金などの内訳  
 一般会計出資金: 7,100万円(町の企業債元金負担金)  
 国庫補助金: 9,100万円(公共下水道事業交付金)  
 受益者負担金・分担金: 1,500万円

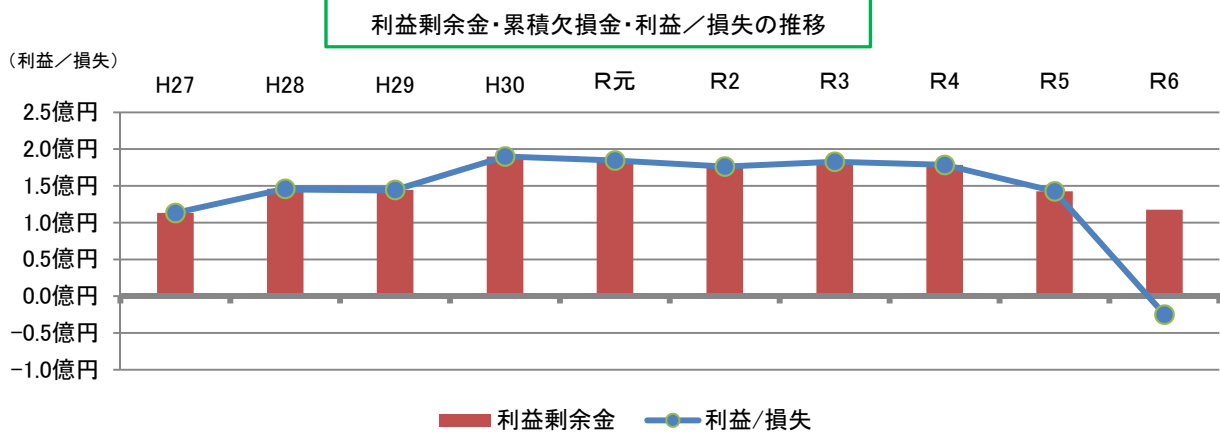
資本的収支の内訳



## 4 損益の状況

## 下水道事業

令和6年度は個別排水処理事業が加わったこともあり、2,500万円の純損失となりました。  
純損失2,500万円と、その他未処分利益剰余金変動額(令和5年度の純利益)1億4,300万円を相殺すると、令和6年度末未処分利益剰余金は1億1,800万円となります。



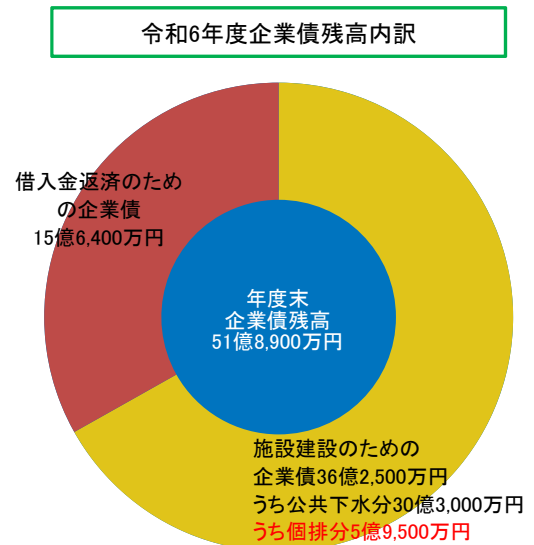
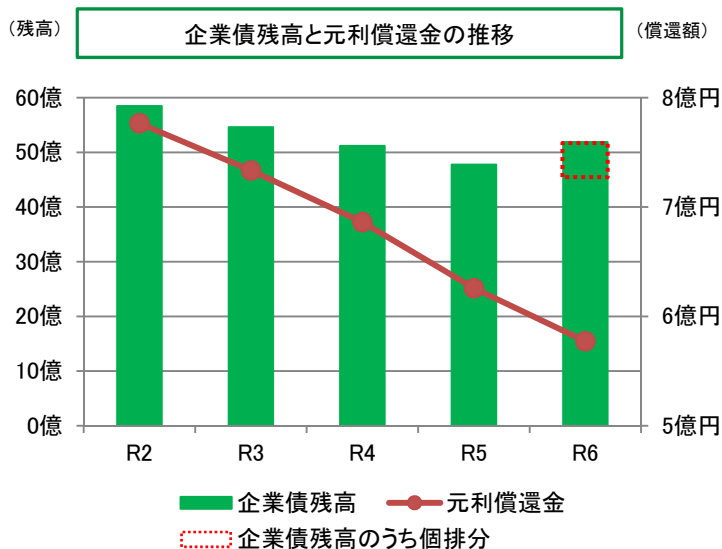
○ 下水道事業は、平成24年度に町の特別会計から企業会計に移行しました。平成26年度に純利益を計上して以降、利益剰余金は資本的収支における収入不足を補うため、ほぼ全てを当年度の企業債の償還に充てています。

## 5 企業債残高と元利償還金の推移

## 下水道事業

令和6年度の企業債残高は51億8,900万円で、対前年度4億1,300万円の増となりました。

令和6年度の元利償還金は5億7,700万円で、対前年度4,900万円の減となりました。



○ 令和6年度末の企業債残高は、対前年度4億1,300万円増の51億8,900万円となり、そのうち資本費平準化債など借入金を返済するための企業債が15億6,400万円を占めています。

# 6 各事業の損益計算書

## 下水道事業

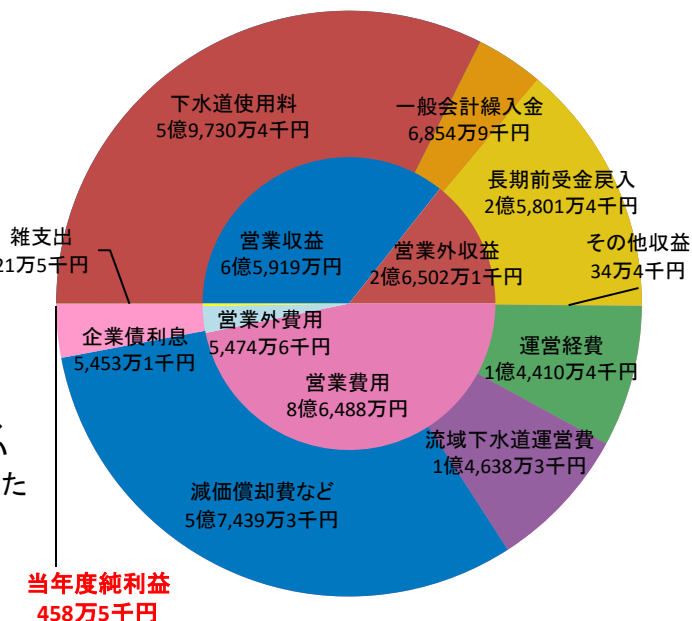
令和6年度の純損失は約2,500万円となっていますが、事業別に見ると、**公共下水道事業が約460万円の純利益、個別排水処理事業が約2,960万円の純損失**となっています。

純損失が発生した主な要因は、個別排水処理事業の追加と資本費平準化債の借入額の増加による一般会計補助金の減額によるものです。

### 公共下水道事業

- 下水道使用料は、5億9,730万4千円で、対前年度7,400万円の増となりました。(収入の64.6%を占める)
- 一般会計繰入金(6,854万9千円)の内訳
  - ① 一般会計負担金(雨水分) 6,163万円
  - ② 一般会計負担金(支払利息分) 691万9千円
  - ③ 一般会計補助金 0円
 ※①と②は、総務省の繰出基準に基づく町の負担分  
 ③は、総務省の繰出基準外であり、町の補助要綱に基づき、現金不足分を繰り入れています。
- 令和6年度は、資本費平準化債の拡充により8,800万円、**企業債の借入が増加**したことにより、現金不足分としていた**ただ町からの補助金が0円**となり、営業外収益が減少したため、**当年度純利益も減少**しました。

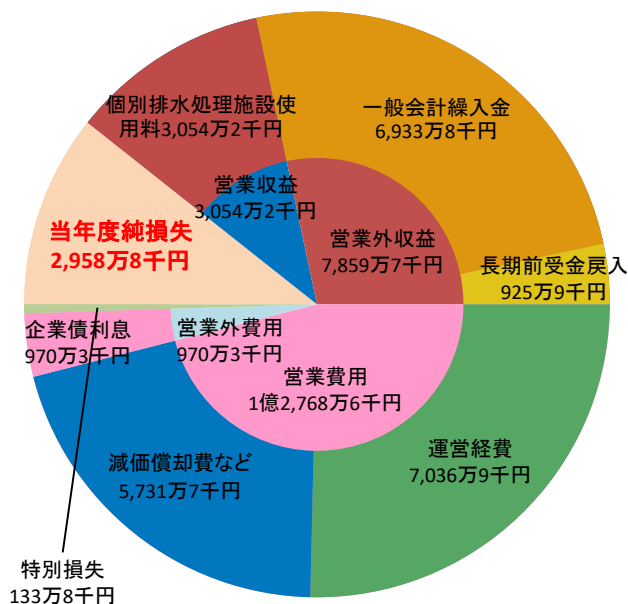
損益計算書(税抜額)～1年間の経営成績～



### 個別排水処理事業

- 個別排水は、使用料収入3,054万2千円に対して、減価償却費を含めた維持管理費が1億2,768万6千円と多く、**使用料収入だけでは維持管理費を賄いきれていません。**  
 令和6年度は、**一般会計からの繰入金6,933万8千円を加えても、当年度純損失2,958万8千円が発生**しています。
- 一般会計繰入金(6,933万8千円)の内訳
  - ① 一般会計負担金(支払利息分) 303万9千円
  - ② 一般会計補助金(現金不足分) 6,629万9千円
 ※①は、総務省の繰出基準に基づく町の負担分  
 ②は、総務省の繰出基準外であり、町の補助要綱に基づき、現金収支不足分を繰り入れています。
- 特別損失とは、企業会計化以前に発生した過年度の消費税納税額及び賞与引当金分です。

損益計算書(税抜額)～1年間の経営成績～



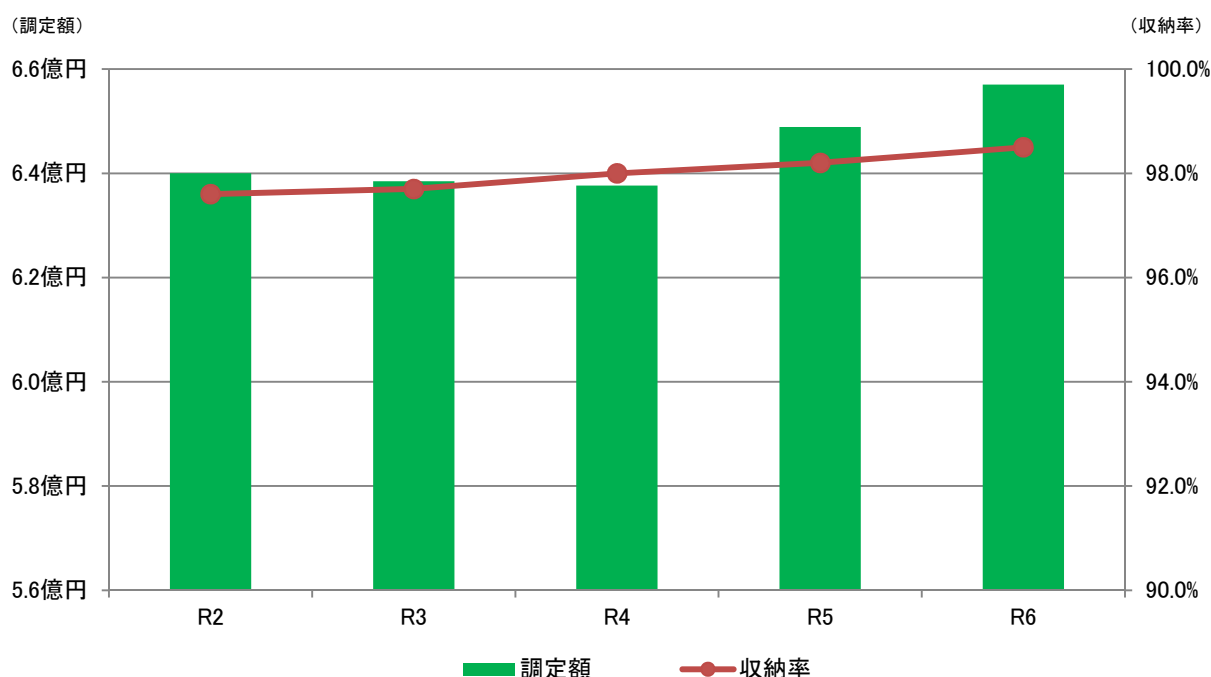
## 7 下水道使用料の収納状況

## 下水道事業

令和6年度の下水道使用料調定額は6億5,700万円で、対前年度800万円の増となりました。

令和6年度の収納率は98.5%で、対前年度0.3ポイントの増となりました。

料金の調定額と収納率の推移



- 下水道使用料の令和6年度現年度分の調定額は6億5,700万円、収納額は6億4,800万円となりました。
- 令和6年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は98.5%で、現年度分のみは98.6%となっています。

### ◆ なぜ水道料金と下水道使用料の呼び名は違うの？

水道は「料金」、下水道は「使用料」と呼び名が違うのには意味があります。

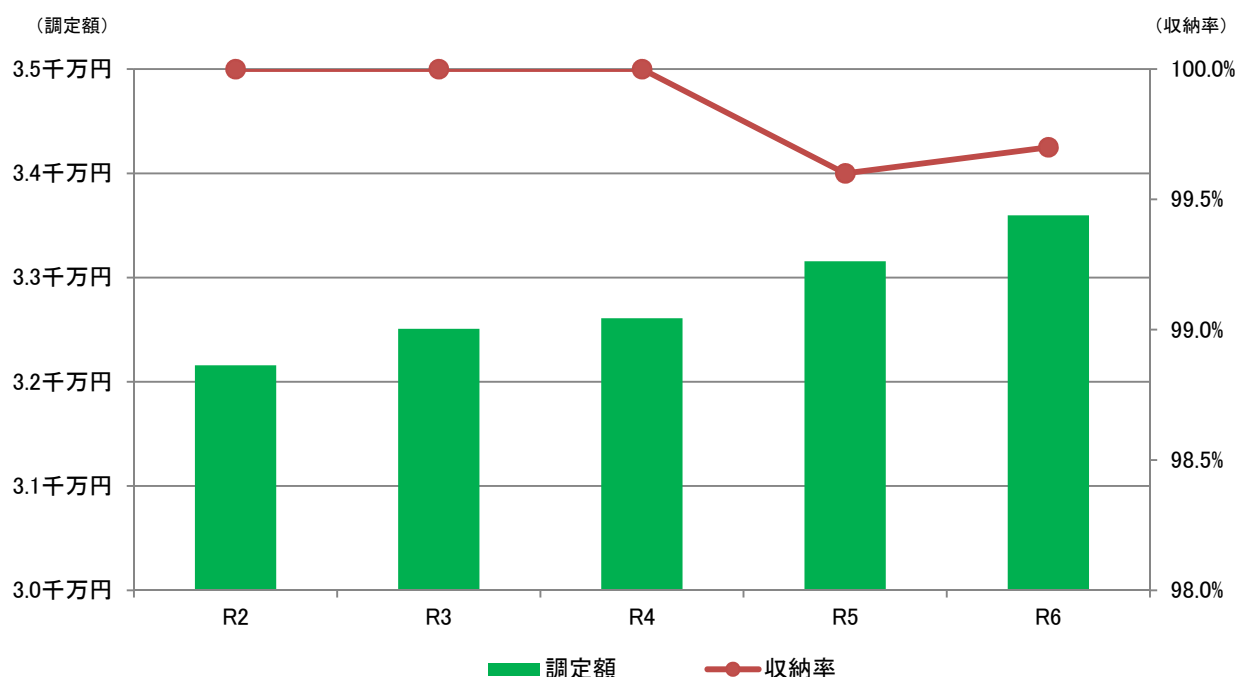
水道は給水サービスの提供を受けた対価として支払う「料金」、下水道は下水道施設を使っていることで支払う「使用料」という意味です。

## 8 個別排水処理施設使用料の収納状況

令和6年度の個別排水処理施設使用料調定額は3,360万円で、対前年度44万円の増となりました。

令和6年度の収納率は99.7%で、対前年度0.1ポイントの増となりました。

料金の調定額と収納率の推移



- 個別排水処理施設使用料の令和6年度現年度分の調定額は3,360万円、収納額は3,349万円となりました。
- 令和6年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は99.7%で、現年度分だけの収納率は99.7%となっています。
- 収納率について、令和5年度から100%を割っているのは、企業会計化への移行により収納期間が3月末で締め切られたためです。
  - ・令和4年度まで 町の特別会計で出納閉鎖期間あり(収納は5月31日まで)
  - ・令和5年度 企業会計への移行年度のため、令和6年3月末で締切(収納は3月31日まで)
  - ・令和6年度 企業会計化のスタートにより、令和7年3月末で締切(収納は3月31日まで)

# 参考資料（用語集）

## ○ 減価償却費

建物、構築物、機械器具、車両運搬具など、時の経過等によってその価値が減少する資産についてその取得に要した金額を一定の方法によって各年度の費用として配分することです。

また、利益の少ない時や欠損の生じた時に償却を見合わせることや利益の大きい時に多額の償却を行うことはできません。

なお、時の経過等によって価値が減少しない土地、建設仮勘定といった資産は非償却資産のため減価償却を行いません。

取得した固定資産については、補助金等も含めた金額で資産計上し減価償却を行うことで、貸借対照表上の資産価値の実態を適切に表示することができます。

減価償却費は経理上の支出になるので、現金が出ていくものではありません。（非現金支出）

## ○ 長期前受金

公営企業会計基準の見直しにより新設されたもので、償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金工事補償金等（返還不要の財源のみ）を計上することとされています。

また、長期前受金として計上した額を、各年度の減価償却費に併せて収益化（長期前受金戻入）として計上します。

固定負債・流動負債が後日他人に対して支払うべき金銭債務のことをいうのに対し、長期前受金は減価償却資産をどのような財源で賄ったかを明確にしていこうためのものです。

長期前受金戻入は経理上の収益になるので、現金が入ってくるものではありません。（非現金収入）

## ○ 資産減耗費

固定資産が使用によって滅失し、または機能的に使用に耐えなくなった際、当該固定資産を廃棄しますが、この場合、固定資産の減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上します。

資産減耗費は経理上の支出になるので、現金が出ていくものではありません。（非現金支出）

## ○ 企業債

地方公共団体が行う借入を地方債といい、公営企業会計における地方債については企業債といいます。建設・改良等の資金調達のために借入れることができ、その償還が一会計年度を越える長期の借入金です。長期の借入を行うことでそれらの施設を利用して便益を受ける後世代の住民と現世代の住民との間で、費用負担を平準化し、世代間公平のための調整となります。